

後期高齢者医療のお知らせ

7月にお送りする通知などについてお知らせします。

問 市民課 国保年金係 ☎ 0263②0772

加入者全員に次のフローチャートで負担割合を判定した「資格確認書」をお送りします。

窓口負担割合判定 フローチャート

スタート 世帯内に課税所得^{※1}が145万円以上の被保険者^{※2}がいる

いる

いない

次のいずれかに該当する

- 世帯に被保険者が1人で、その人の収入額が383万円未満
- 世帯に被保険者が2人以上で、被保険者全員の収入合計額が520万円未満
- 世帯に被保険者が1人で、その人の収入額が383万円以上だが、同一世帯の70～74歳の人の収入を含めた収入合計額が520万円未満

該当しない

3割

世帯内に課税所得が28万円以上の被保険者がいる

いる

いない

世帯にいる被保険者の人数

該当する

1人だけ

2人以上

「年金収入^{※3} + その他の合計所得金額^{※4}」が200万円以上

「年金収入^{※3} + その他の合計所得金額^{※4}」の被保険者全員の合計が320万円以上

200万円未満

200万円以上

320万円未満

320万円以上

1割

2割

1割

2割

1割

- ※1 市・県民税納税通知書の「課税標準」の額（6年中の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、基礎控除や社会保険料控除などを差し引いた後の金額）です。
- ※2 75歳以上の人（65～74歳で一定の障がいがあり、長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人を含む）です。
- ※3 「年金収入」には、遺族年金や障害年金を含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。

**資格確認書
7月中旬
から発送**

後期高齢者医療では、マイナ保険証の有無に関わらず、「資格確認書」を発行する期間を8年7月月末まで延長することとなりました。被保険者の皆さんには、申請することなく8月から使用できる資格確認書をお送りします。新しい資格確認書が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。※現在ご使用中の資格確認書（黄色）は、7年7月31日(木)が有効期限となっています。



クリーム色の封筒で送付



◀ 8月以降は青色の資格確認書をお使いください。

以下の計算式で計算した保険料額を記載した決定通知書をお送りします。

均等割額
44,365円

+

所得割額

(前年の総所得金額等 - 基礎控除43万円[※]) × 所得割率 9.45%

=

**保険料
限度額80万円**

※合計所得金額が2,400万円を超える人は、その合計所得金額に応じて基礎控除額が減少します。



◀ 桃色の封筒でお送りします

年金からの天引き（特別徴収）と口座振替や納付書（普通徴収）の両方で納めていただく人は、納付方法が二つに分かれるため、**通知書が2通**届きます。年間の保険料は、普通徴収の通知に記載されていますのでご確認ください。